

「団体保険制度」のご案内



雄元に相談しませんか？

ご自身にあった補償を組み合わせることで、

オリジナルのプランが設計できます。

団体割引

20%

前年のご加入人数により
割引率が決まります

ケガ

(傷害総合保険)
の補償



普通傷害プラン

自転車プラン

交通事故
傷害プラン

ゴルファープラン



個人賠償責任

第三者への備え

病気
の補償



・医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット 団体総合保険

基本プラン

入院日額 3,000円/5,000円

三大疾病診断保険金

一時金 30万円/50万円



特定生活習慣病

先進医療等費用

弁護の補償

NEW

認知症の補償

介護の補償

【弁護のちから】

・弁護士費用総合補償特約
セット 団体総合保険

“法的トラブル”に
巻き込まれても安心!

【軽度認知症等一時金支払特約】

・軽度認知障害等一時金支払特約
セット 団体総合保険

・軽度認知障害(MCI)または認知症
と診断された場合にお支払いします

【親孝行一時金支払特約】

・親孝行一時金支払特約

【介護一時金支払特約】

・介護一時金支払特約セット
団体総合保険

自分や親の介護にかかる費用負担を軽減!

契約者



日本パーカライジング株式会社

取扱代理店

パーカーグループ
保険代理店

株式会社 雄元

TEL 03-3278-4593 FAX 03-3281-3620

E-Mail hoken@yuugen.co.jp

既加入者の皆さまへ

- 前年と同等条件で継続して加入される場合は、加入依頼書のご提出は不要です。
※ 継続加入されない場合、または前年と条件を変更して加入される場合:加入依頼書をご提出ください。
※ 新・団体医療保険について、特約追加等をご希望の方は、『健康状態に関する告知書』のご記入が必要です。
- 2022年10月1日以降に保険期間が開始するご契約に関するご案内
補償内容等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、
必ず本パンフレットならびに別紙「改定のご案内」をご確認ください。

保険期間 2023年9月1日午後4時から2024年9月1日まで1年間

「団体総合保険」の特長

最大 **20%** 割引

特長 1

団体のスケールメリットにより割引が適用されて保険料が割安です。

特長 2

ご家族の方もご加入いただけます。

※ 家族の範囲については、4ページをご確認ください。

特長 3

給与天引きで保険料のお支払いが簡単です。

※ 補償開始月の2ヶ月後から給与天引または口座引き落としが始まります。

※ ご退職後は、口座振替となります。

特長 4

退職後も継続して、ご加入いただけます。

※ 退職者団体へ移行する手続きが必要です。

特長 5

＜ケガの補償＞

- 入院は、1日目から180日までの補償※
- 通院は、1日目から90日限度まで補償※
(ゴルフアープランを除きます。)

※ 事故の発生日から180日以内

特長 6

＜病気の補償＞

病気・ケガの入院補償は、1日目から最長365日まで補償

手術の補償の支払回数は、無制限(手術の種類によっては回数制限があります。)

特長 7

ご加入の際、医師の診査は不要です！

病気の補償・介護の補償・認知症の補償にご加入いただく場合は、告知書等に健康状態を正しくご記入ください。

※ 告知の内容によっては、ご加入をお断りする場合や、条件付きでご加入いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

本当にご自身に必要な補償を考えてみませんか？

【補償の内容＝保険料】ベストバランスを見つけませんか？

保険料を優先して加入しても、万一の際に必要な補償に備えられていないこともあります。パーカーグループ社員の皆様の、身近な「保険の無料相談窓口」として、ぜひご利用ください。

「選べる補償」の種類

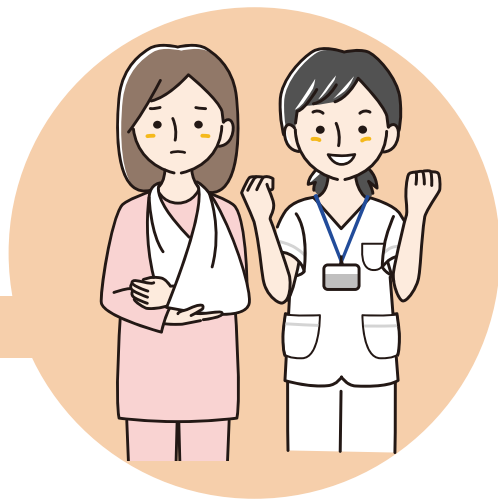
お客様のニーズに合った補償を組み合わせでご加入いただけます。

雄元では、ライフスタイル等に応じて、ご要望に寄り添った **最適なプラン** をご提案いたします。
ご加入済みの方も、お気軽にご相談ください。

ケガの補償

- ・日常生活・交通事故
- ・自転車搭乗中・ゴルフプレー中

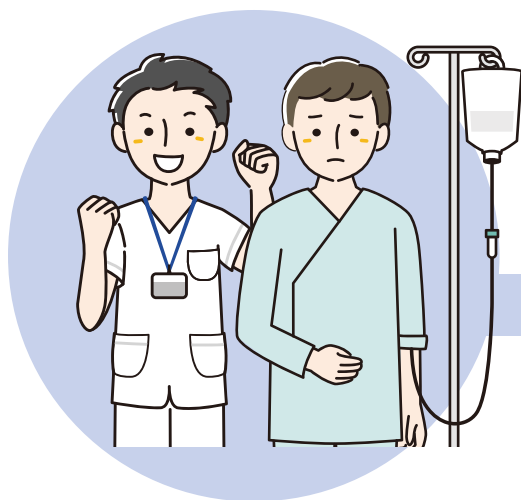
P4



病気の補償

- ・生活習慣病・女性特定疾病
- ・先進医療

P6



弁護の補償

- ・子どものいじめ
- ・被害事故

P8



認知症の補償

- ・軽度認知症 (MCI)
- ・認知症

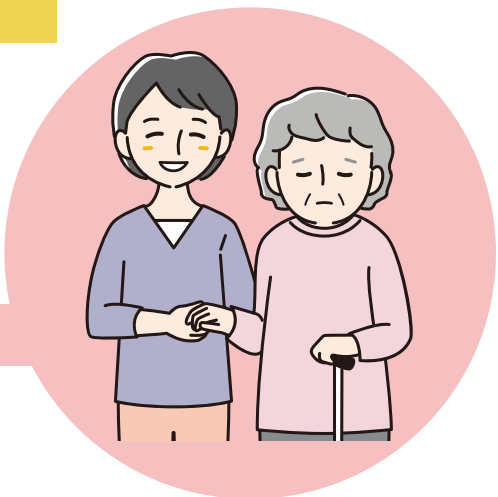
P11



介護の補償

- ・親の介護
- ・ご自身の介護

P11



「おすすめ」の加入例

ライフステージの変化にあわせて**オリジナルのプラン**が設計できます。

20代:独身(22歳の場合)

おすすめ	本人対象:医療5型	¥750
おすすめ	本人対象:先進S1型	¥70
	本人対象:自転車JA型	¥270
	本人対象:ゴルフGA型	¥440

月々の保険料 **¥1,530**



急な長期入院になったらどうしよう

こどもが友だちにケガをさせた/させられた



30代:ご夫婦(33歳・24歳の場合)+お子さま1名(1歳の場合)

本人対象:医療5C型、先進S1型	¥1,210
本人対象:ゴルフGA型	¥440
配偶者対象:医療5型、先進S1型	¥980
おすすめ 本人・子対象:弁護士BG1型	¥690
おすすめ 子対象:ケガ・個人賠償SS1型	¥730

月々の保険料 **¥4,050**

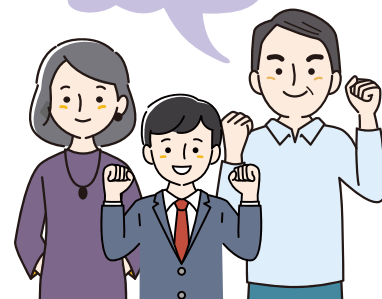
おすすめ
おすすめ

40代:ご夫婦含め3世代4名(44歳・39歳・10歳・69歳の場合)

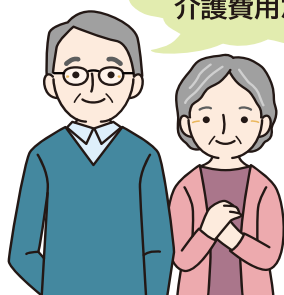
本人対象:医療5C型、先進S1型	¥1,500
本人対象:弁護士BG1型	¥690
本人対象:ゴルフGA型	¥440
配偶者対象:医療5型、女性5B型、先進S1型	¥1,610
子対象:ケガ・個人賠償SS1型	¥730
おすすめ 親対象:【父】【母】介護(親孝行一時金)OK1型	¥1,060
おすすめ 親対象:【父】ケガ・個人賠償SS1型、【母】ケガSS2型	¥1,320

月々の保険料 **¥7,350**

離れている両親の介護、ケガも心配



将来の認知症、介護費用が心配



おすすめ

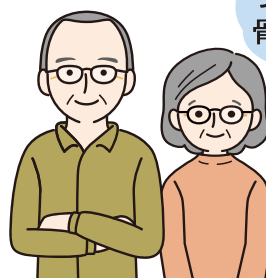
おすすめ

50代:ご夫婦2名(54歳・48歳の場合)

本人対象:医療5C型、先進S1型	¥2,390
本人対象:介護KG1型、認知症KN3型	¥570
本人対象:ゴルフGA型	¥440
配偶者対象:医療5型、女性5B型、先進S1型	¥1,920
配偶者対象:介護KG1型、認知症KN3型	¥530

月々の保険料 **¥5,850**

つまずくことが増えて、骨折の心配がでてきた



60代:ご夫婦2名(65歳・60歳の場合)

おすすめ	本人対象:ケガ・個人補償SS1型	¥730
	本人対象:介護KG1型、認知症KN3型	¥570
	本人対象:ゴルフGA型	¥440
おすすめ	配偶者対象:ケガ・SS2型	¥590
	配偶者対象:介護KG1型、認知症KN3型	¥530

月々の保険料 **¥2,860**

お手続き方法のご案内 ~必ずお読みください~

お手続き方法は傷害総合保険、新・団体医療保険のいずれのタイプ・コースにおいても共通です。
 傷害総合保険 普通傷害プランにご加入の場合は、ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表(P.5)をご確認ください。

■前年同等条件コースで継続される方

加入依頼書の提出は不要です。

■内容を変更して継続される方(被保険者ごとの脱退を含みます。)

加入依頼書の訂正箇所を二重線で抹消し正しい内容を記入して、加入者署名欄に自署または捺印のうえ、ご提出ください。新・団体医療保険の場合、タイプの変更により、保険金額の増額や補償内容を拡大して加入される場合は、告知書の提出が必要となります。

■新規に加入される方

加入依頼書に必要事項を記入し、加入者署名欄に自署または捺印のうえご提出ください。
 新・団体医療保険にご加入の場合は告知書の提出が必要となります。

■加入依頼書に記載された全ての被保険者のご契約を継続されない方

加入依頼書下欄「脱退」に○印をつけ自署または捺印のうえご提出ください。

インターネットまたは二次元コードからもお手続きができます！！

インターネット

雄元のホームページにアクセスし、
 商品案内→団体保険→医療・傷害→申込
 URL:<https://yuugen-hoken.com>

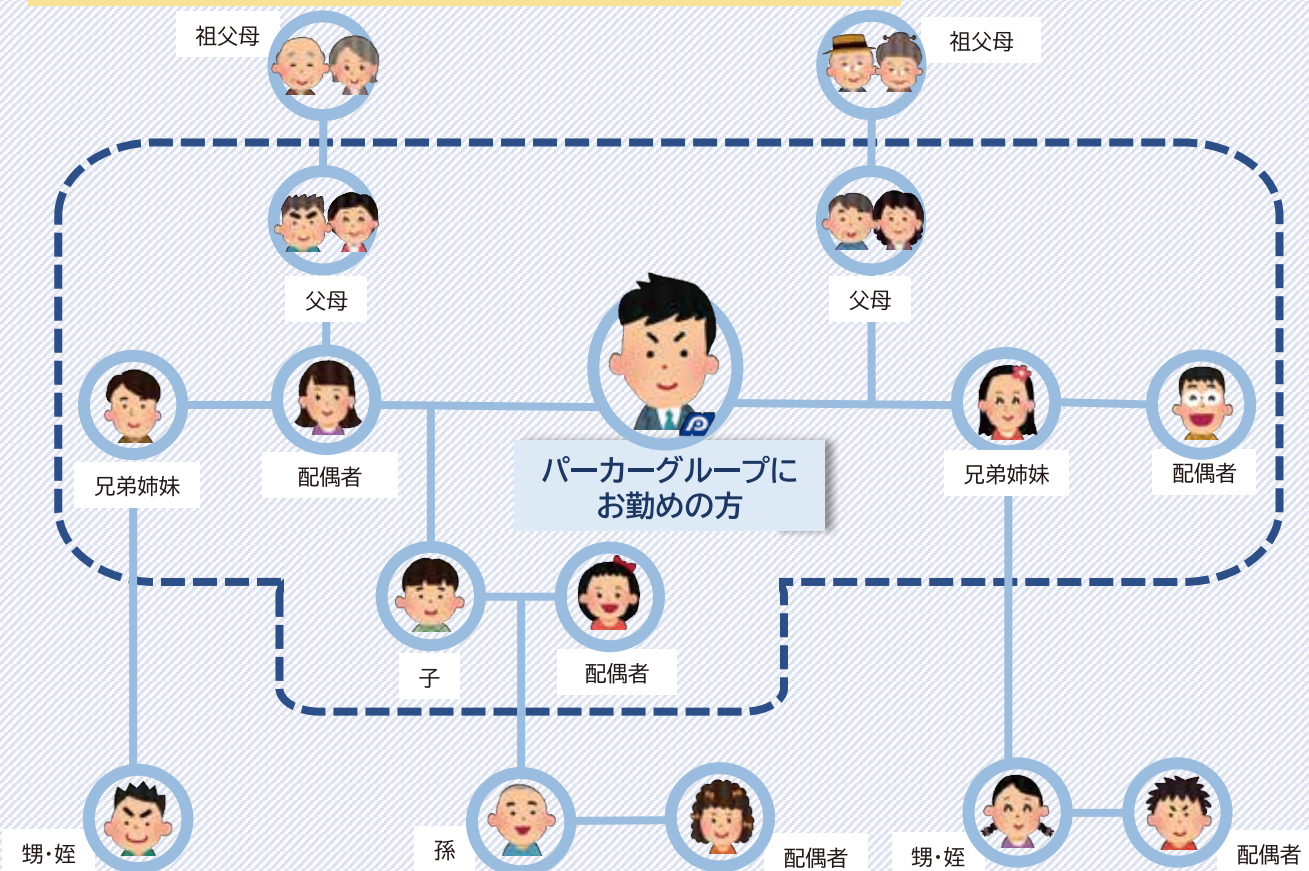
二次元コード



※株式会社雄元HPからお申込みいただいた方には、改めて雄元からご連絡を差し上げます。

■被保険者本人となることができる方の範囲

被保険者本人となる条件として、配偶者・子供・両親・兄弟姉妹(下記の図で点線内の方)は、同居であることは問われませんが、
 その他の親族(下記の図で点線外の方)については、加入者本人との同居が条件になります。



■被保険者の年齢

	新規加入	継続加入
傷害保険	満79歳まで※	満89歳まで※
弁護士費用		
医療保険 介護一時金 軽度認知症等一時金	満69歳まで	満79歳まで
親孝行一時金	満40歳から 満79歳まで	満89歳まで

※配偶者…婚姻の相手方をいい、
 内縁の相手方および同性パートナーを含みます。
 詳細は28ページをご確認ください。

※ご退職後は、ご継続終了や、一般契約等への切り替えご案内となります。
 ※弁護士のちからに加入される場合は未成年者を除きます。

<ケガの補償> ケガ治療の通院は長引くこともあります

【傷害総合保険】

保険金のお支払方法等重要な事項は、後記の「団体傷害保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

傷害保険

●日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償！

※自転車プランは、国内のみ補償

●24時間ワイドに補償！

(交通事故傷害プランは交通事故、自転車プランは自転車事故、ゴルフプランはゴルフプレー中の事故に限ります)

(注) 2023年4月1日より自転車搭乗中のヘルメットの着用が努力義務となりました。



事故例	自転車で転倒してケガ	車にはねられてケガ	駅の構内で転んでケガ	料理中にヤケド	階段で転んでケガ	ゴルフプレー中の用品損害	ホールインワン・アルバトロス費用
加入プラン							
普通傷害プラン (SS型・PS型)	○	○	○	○	○	×	×
交通事故傷害プラン (SK型・PK型)	○	○	○	×	×	×	×
NEW 自転車プラン (JA型・JB型・JC型)	○	×	×	×	×	×	×
NEW ゴルファープラン (GA型・GB型・GC型・GD型)	×	×	×	×	×	○	○ (GD型以外)

【普通傷害プラン・交通事故傷害プラン・自転車プラン】

ケガの入院は、※1
180日までの補償

ケガの通院は、※1
90日限度まで補償

<重大手術>
入院保険金日額の40倍 ※2

<重大手術以外の入院中の手術>
入院保険金日額の20倍 ※2

<重大手術以外の外来手術>
入院保険金日額の5倍 ※2

※1 事故の発生日から180日以内

※2 自転車保険は対象外

【ゴルファープラン】

ケガの入院は、
1,000日までの補償

ケガの通院は、
90日限度まで補償

<入院中の手術>
入院保険金日額の10倍

<外来の手術>
入院保険金日額の5倍

個人賠償責任

●日本国内・国外を問わず、偶然の事故を補償！(ゴルファープランはゴルフプレー中のみ)

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、負担する法律上の損害賠償金および費用(応急手当、訴訟費用など)の合計金額をお支払いします。



○ うっかりお店のものを落としてしまった！！



○ 自転車搭乗中に歩行者と衝突してしまった！！

ご家族のうち、1名ご加入いただけましたら、本人、配偶者、およびその他の親族(本人またはその配偶者の

①同居の親族 ②別居の未婚の子)が補償対象となります。

ただし、1回の事故につき損害賠償金は限度がございます。賠償金額の決定については事前に損保ジャパンの承認が必要です。

※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

用品損害/ホールインワン・アルバトロス費用

(ゴルファープラン)

●ゴルフ場や練習場内において、ゴルフクラブの破損、湾曲、ゴルフ用品の盗難等にて生じた損害に対して保険金をお支払いします。

●日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈呈 用記念品購入費用等の費用を、保険金額を限度にお支払いします。

<普通傷害プラン>

天災危険補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、特定感染症危険補償特約セット

日常生活のケガに備える

保険期間1年、団体割引20%適用、月払、職種級別A級

補償内容	普通傷害プラン 保険料表			
	スタンダード		プライム	
ご加入プラン(型)	SS1	SS2	PS1	PS2
死亡・後遺傷害	100万円	100万円	100万円	100万円
入院保険金日額	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円
通院保険金日額	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
手術保険金	内容により、入院保険金日額の5・20・40倍		内容により、入院保険金日額の5・20・40倍	
個人賠償責任	1億円	-	1億円	-
月額保険料(A級)	730円	590円	1,200円	1,060円
月額保険料(B級)	990円	850円	1,660円	1,520円

職種級別について

A級:事務職・板金工・メッキ工・金属熱処理工・圧延工・合金鋳物工など
B級:自動車運転者(職業ドライバー)、建築現場作業員 など

<交通事故傷害プラン>

天災危険補償特約、交通傷害危険のみ補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

交通事故のケガに備える

保険期間1年、団体割引20%適用、月払

補償内容	交通傷害プラン 保険料表			
	スタンダード		プライム	
ご加入プラン(型)	SK1	SK2	PK1	PK2
死亡・後遺傷害	100万円	100万円	100万円	100万円
入院保険金日額	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円
通院保険金日額	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
手術保険金	内容により、入院日額の5・20・40倍		内容により、入院日額の5・20・40倍	
個人賠償責任	1億円	-	1億円	-
月額保険料	350円	210円	520円	380円

<自転車プラン>

自転車傷害危険のみ補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約、手術保険金対象外特約セット

自転車事故のケガに備える

保険期間1年、団体割引20%適用、月払

補償内容	自転車プラン 保険料表		
	JA	JB	JC
ご加入プラン(型)	JA	JB	JC
死亡・後遺傷害	300万円	300万円	100万円
入院保険金日額	4,500円	4,500円	-
通院保険金日額	3,000円	3,000円	-
個人賠償責任	3億円	-	3億円
月額保険料	270円	110円	170円

<ゴルフプラン>

ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット

ゴルフプレー中の事故に備える

保険期間1年、団体割引20%適用、月払

補償内容	ゴルフプラン 保険料表			
	GA	GB	GC	GD
ご加入プラン(型)	GA	GB	GC	GD
ゴルフ中の賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円
死亡・後遺傷害	550万円	550万円	550万円	550万円
入院保険金日額	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円
手術保険金	入院中の手術:8万円 外来の手術:4万円			
通院保険金日額	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
ゴルフの用品損害	20万円	20万円	20万円	20万円
ホールインワン・	30万円	40万円	60万円	-
月額保険料	440円	540円	720円	160円

< 病気の補償 >

長期入院となりうる
三大疾病にも備えられます

【医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険】

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

基本補償：医療保険「病気・ケガの入院補償」

入院した時には？



入院1日目から補償
日帰り入院も補償
※

病気の入院は
通算1,000日までの補償

ケガ・病気での
入院は最長365日
までの補償

※「日帰り入院」とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。

手術を受けたときには？



< 重大手術 >
入院保険金日額の
40倍

< 重大手術以外 >
入院保険金日額の
20倍

< 外来手術 >
入院保険金日額の
5倍

※支払回数は無制限(手術の種類によっては回数制限があります)



オプション補償 4つのオプション特約で、上乗せ補償が可能です

三大疾病診断保険金支払特約

【3Cまたは5Cにセットされています】

以下のいずれかに該当した場合に三大疾病診断保険金をお支払いします

- 初めてがんと診断確定された場合
- がんが完治後、再発・転移した場合
- がんが新たに生じた場合
- 急性心筋こうそく・脳卒中を発病し、入院を開始した場合

三大疾病は約款所定の①悪性新生物(上皮内新生物) ②急性心筋こうそく ③脳卒中をいいます。

※保険金のお支払事由の発生から1年以内に同一のお支払事由に該当した場合は 保険金をお支払いしません。

特定生活習慣病のみ補償特約



がん・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患による疾病の場合、基本プランに上乗せして支払われます。

女性特定疾病のみ補償



子宮がん・乳がん・子宮筋腫・鉄欠乏症貧血・慢性リウマチ性心疾患・流産・妊娠の合併症等、女性特有の疾病の場合、基本プランに上乗せして支払われます。

先進医療等費用補償特約



一般の保険診療で認められている水準を超えた最新の医療技術のうち、厚生労働大臣の承認を受けた「先進医療」による治療を、厚生労働大臣が定めた施設基準に適合する医療機関で受けた場合に、その治療費が支払われます。

(※)先進医療とは病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

基本プラン

基本プランを以下の4コースよりご選択ください。
「5C」と「3C」は、「三大疾病診断保険金支払特約」がセットされています。

< 天災危険補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット >

オプション

基本プランに上乘せして支払われます。オプション単独ではご加入いただくことはできません。※特定生活習慣病と女性特定疾病のオプションは同時加入はできません。

< 特定生活習慣病のみ補償特約または女性特定疾病のみ補償特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット >

入院日額 3,000円 プラン

保険期間1年、団体割引20%適用、月払

補償内容	基本プラン 保険料		オプション特約 保険料		
	3	3C	先進医療特約 S1	特定生活習慣病のみ 補償特約 3A	女性特定疾病のみ 補償特約 3B
入院保険金日額※1	3,000円		-	3,000円	3,000円
手術保険金※2	内容により、入院保険金日額の5・20・40倍		-	内容により、入院保険金日額の5・20・40倍	
三大疾病診断保険金	-	30万円	-	-	-
支払限度額	-	-	1,000万円	-	-
ご本人の満年齢	月額保険料		月額保険料		
～24歳	460円	470円	70円	30円	60円
25～29歳	560円	590円	70円	40円	200円
30～34歳	640円	690円	70円	50円	260円
35～39歳	680円	770円	70円	70円	260円
40～44歳	710円	870円	70円	110円	280円
45～49歳	840円	1,090円	70円	190円	280円
50～54歳	1,030円	1,400円	70円	310円	300円
55～59歳	1,410円	1,980円	70円	510円	360円
60～64歳	1,850円	2,670円	70円	730円	450円
65～69歳	2,650円	3,770円	70円	1,060円	670円
70～74歳	3,870円	5,480円	70円	1,540円	880円
75～79歳	5,160円	7,250円	70円	2,130円	1,080円

入院日額 5,000円 プラン

保険期間1年、団体割引20%適用、月払

補償内容	基本プラン 保険料		オプション特約 保険料		
	5	5C	先進医療特約 S1	特定生活習慣病のみ 補償特約 5A	女性特定疾病のみ 補償特約 5B
入院保険金日額※1	5,000円		-	5,000円	5,000円
手術保険金※2	内容により、入院保険金日額の5・20・40倍		-	内容により、入院保険金日額の5・20・40倍	
三大疾病診断保険金	-	50万円	-	-	-
支払限度額	-	-	1,000万円	-	-
ご本人の満年齢	月額保険料		月額保険料		
～24歳	750円	770円	70円	40円	80円
25～29歳	910円	960円	70円	50円	330円
30～34歳	1,050円	1,140円	70円	80円	440円
35～39歳	1,100円	1,250円	70円	110円	440円
40～44歳	1,170円	1,430円	70円	180円	470円
45～49歳	1,380円	1,800円	70円	310円	470円
50～54歳	1,700円	2,320円	70円	510円	510円
55～59歳	2,330円	3,270円	70円	830円	590円
60～64歳	3,070円	4,430円	70円	1,220円	750円
65～69歳	4,400円	6,260円	70円	1,760円	1,100円
70～74歳	6,430円	9,100円	70円	2,560円	1,450円
75～79歳	8,590円	12,070円	70円	3,550円	1,800円

※1 入院保険金：1回の入院（ケガの場合は1事故）、支払限度日数（病気・ケガとも365日）、通算支払限度日数（病気の場合/1,000日）

※2 手術保険金：疾病手術保険金、傷害手術保険金

○新規加入の場合、満69歳（継続加入の場合は満79歳）までの方が対象となります。

○ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。

○本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（令和5年3月現在）

○年齢は、保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は、中途加入日時点）とします。

保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。

<告知の大切さについてのご説明>

○告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

< 弁護士の補償 >

【弁護士費用総合補償特約セット団体総合保険】

次の法的トラブルがあったときの弁護士費用をサポートします！

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

トラブルの当事者



被保険者
ご本人



お子さま

次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、
お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

①人格権侵害^(※2)

- 子どもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワークサービス(SNS)上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



被保険者
ご本人

次の④・⑤の法的トラブルについては、
被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停^(※3) ※初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- 子どもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、
被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

(※1)被保険者が親権を有する、未成年かつ未婚の子が対象となります。

(※2)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3)離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル

など

弁護のちから (保険期間1年、団体割引20%、月払) 補償内容	型名	保険料
<ul style="list-style-type: none"> ●法律相談費用保険金 通算10万円 限度(自己負担額1,000円) ●弁護士委任費用保険金 通算300万円 限度(自己負担割合10%) 	BG1型	690円

【プラン選択時にご注意いただきたいこと】

弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方の補償もご希望の場合は、別途ご加入いただく必要があります(配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。)

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **10万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用

自己負担額 (免責金額) **1,000円**

② 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)

通算 **300万円** 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用

$\times (100\% - \text{自己負担割合} 10\%)$

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが補償対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払い事例①(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらう交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払い額

1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

弁護士委任費用保険金のお支払い額

40万円 $\times (100\% - 10\%(\text{自己負担割合})) =$ **36万円**

合計 36万9,000円をお支払い

お支払い事例②(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 **1万円**

法律相談費用保険金のお支払い額

1万円 - 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円

弁護士委任費用保険金のお支払い額

50万円 $\times (100\% - 10\%(\text{自己負担割合})) =$ **45万円**

合計 45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。



相談できる弁護士が身近にいなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際にお電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

事故サポートセンター: 【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注1) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、P.16「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

(注2) 弁護士費用補償における補償の重複については、P.20をご確認ください。

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生をおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注)
「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

< 認知症の補償 >

新設しました！**認知症**の不安に

【軽度認知障害等一時金特約セット団体総合保険】

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

軽度認知障害等一時金



初めて軽度認知障害(MCI)または認知症と診断された場合にお支払い対象となります

保険期間1年、団体割引20%適用、月払



軽度認知障害等一時金(KN3型) 補償金額(30万円)			
ご本人の満年齢	月額保険料	ご本人の満年齢	月額保険料
0~54歳	490円	65~69歳	1,290円
55~59歳	670円	70~74歳	2,330円
60~64歳	870円	75~79歳	3,970円



- 新規加入の場合、満69歳までの方が対象となります。
 - ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
 - 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和5年3月現在)
 - 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ※保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは一回かぎりとなります。
- (注)初年度契約については、保険始期からその日を含めて91日目以降に該当した支払事由がお支払いの対象となります。

介護の補償

- ご自身の介護にはお備えですか? -

【介護一時金支払特約セット団体総合保険】

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

介護一時金

ご自身が病気・ケガにより以下に該当した場合、
介護一時金をお支払いします。



- ① 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合
- ② 損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合

※損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

(注)保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは一回かぎりとなります。

<保険料表>

保険期間1年、団体割引20%適用、月払

ご加入プラン(型)	KG1	KG2	KG3
補償金額	100万円	200万円	300万円
ご本人の満年齢	月額保険料	月額保険料	月額保険料
~39歳	10円	20円	30円
40~44歳	20円	40円	60円
45~49歳	50円	90円	140円
50~54歳	90円	180円	270円
55~59歳	190円	370円	550円
60~64歳	370円	740円	1,100円
65~69歳	630円	1,260円	1,890円
70~74歳	1,340円	2,670円	4,010円
75~79歳	2,800円	5,600円	8,400円

- 新規加入の場合、満69歳までの方が対象となります。継続加入は満79歳までとなります。
 - ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
 - 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和5年3月現在)
 - 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。
- 保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

< 介護の補償 > 親御さんの介護費用も考えてみませんか？

【親孝行一時金支払特約セット団体総合保険】

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

親孝行一時金

要介護2認定からお支払い対象となります



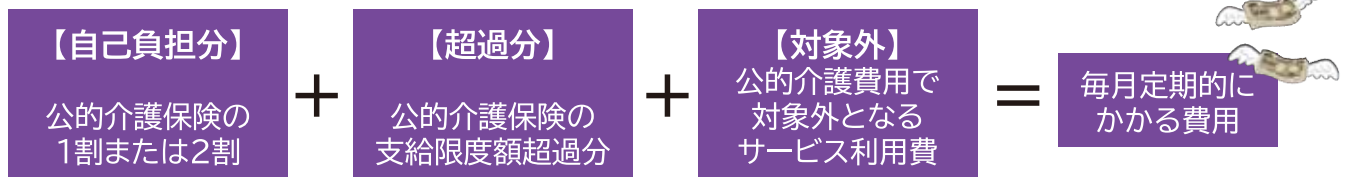
対象：40歳以上

親(義親を含む本人の親)が公的介護保険制度における要介護2～5と認定され、その状態が90日を超えて継続した場合に、親孝行一時金をお支払いします。

※保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは一回かぎりとなります。

●介護期間は、平均で「4年11か月」です！

●介護には継続して費用がかかります！



公的介護保険制度では、利用した介護サービスの一部が自己負担になります。介護に要する月々の費用は「平均7.9万円」、住宅改修などの一時に要する費用は「平均80万円」もの金額がかかります。(公的介護保険の対象とならない場合は全額自己負担となります。)

※出典：生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」/平成27年度

< 保険料表 >

保険期間1年、団体割引20%適用、月払

ご加入プラン(型)	OK1	OK2	OK3
補償金額	100万円	200万円	300万円
親御さまの満年齢	月額保険料	月額保険料	月額保険料
40～44歳	20円	30円	50円
45～49歳	30円	60円	90円
50～54歳	60円	120円	180円
55～59歳	120円	240円	360円
60～64歳	250円	490円	730円
65～69歳	530円	1,060円	1,590円
70～74歳	1,130円	2,250円	3,370円
75～79歳	2,360円	4,710円	7,070円
80～84歳	4,740円	9,480円	14,220円
85～89歳	8,850円	17,690円	26,540円

被保険者(義親を含む本人の親)が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日からその日を含めて90日を超えて継続した場合に支払われます。

- 新規加入の場合、満40歳から満69歳までの方が対象となります。継続加入は満89歳までとなります。親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約保険料は特約の被保険者(加入者の親御さま)の保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(令和5年3月現在)
- 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢(中途加入の場合は、中途加入日時点)とします。保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- 告知の大切さについてのご説明
- 告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
 - ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
 - 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけません。
 - ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

付帯サービス



SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのこの保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

■健康・医療相談サービス

病気に関するご相談や、医療についてのお悩みなど、様々な相談に経験豊富な看護師等専門医療スタッフが電話でお応えします。

■医療機関情報提供サービス

ご自宅や会社の近くの医療機関のご案内や夜間・休日に診てもらえる医療機関情報などをご提供します。

■専門医相談サービス(予約制)

より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話でご相談いただけます。

■人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス

人間ドック 紹介・予約

全国の提携医療施設の中からご希望にあった施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

PET検診 紹介・予約

がんの早期発見につながるといわれ注目されているPET検診に関するご質問にお応えします。

また、全国の提携医療施設のご紹介・予約代行・受診券の郵送まで行います。

郵送検査紹介

ご自宅にいながら検査ができるサービスをご紹介します。

■介護関連相談サービス

介護方法・福祉サービスの情報提供など介護相談全般にお応えします。

■法律・税務・年金相談サービス(予約制・30分間)

一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。

■メンタルヘルス相談サービス

【利用時間】

平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00

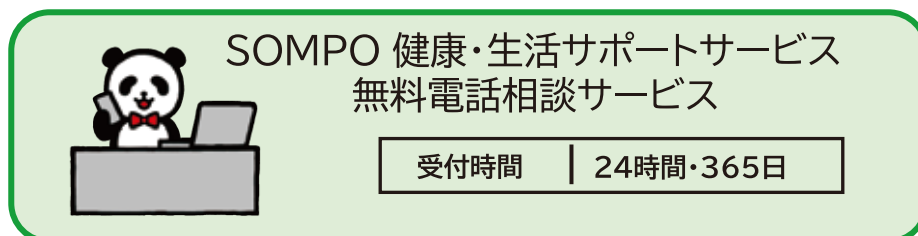
※ 日・祝日・年末年始(12/29-1/4)はお休みとさせていただきます。

臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

■メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス

【受付時間】24時間・365日

ホームページにアクセスすることによりストレスチェックが実施できます。



© JAPAN-DA

※1 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

※2 お電話でのご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

※3 ご利用は日本国内からにかぎりませう。

※4 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※5 ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になるものがあります。

付帯サービス



親孝行一時金支払特約、介護一時金支払特約、**軽度認知障害等一時金特約**がセットされた新・団体医療保険の加入者さま被保険者さまおよびそのご家族の方限定でご利用いただける「SOMPO笑顔倶楽部」をご案内します。
※保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。軽度認知障害等一時金を支払った場合、特約は失効しますが、その後もサービスはご利用いただけます。認知機能回復にお役立てください。

(注) SOMPO笑顔倶楽部のURLやご利用方法につきましてはご加入後にご案内します。

■ 認知症知識・最新情報

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供

■ 認知機能チェック

認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。

■ サービスナビゲーター

お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。

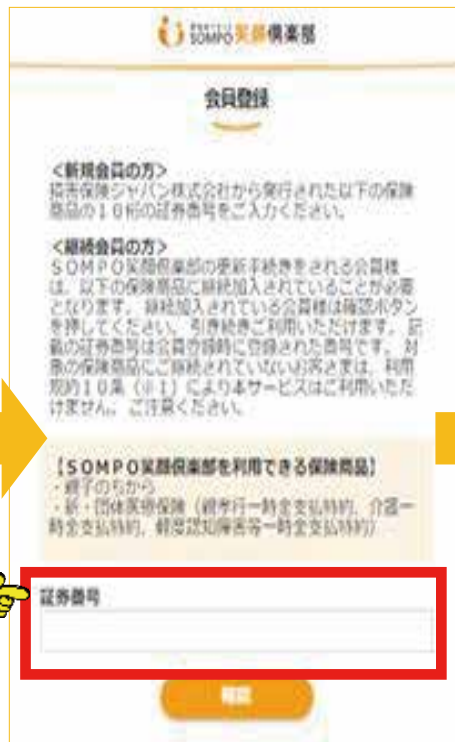
■ 認知機能低下の予防サービスの紹介

予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。
 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

■ 介護に関するサービスのご紹介

SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。
 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

被保険者のご家族の方も
会員登録可能です！



提供サービスの紹介
(コンテンツの一例)



会員登録には証券番号が必要になります。

「SOMPO笑顔倶楽部」の利用方法等に関するコールセンターも設置しております。

(注1) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

(注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

(注3) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

(注4) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。

(注5) 写真、イラストはイメージです。実際に提供されるサービスとは異なる場合があります。

ご照会・お問い合わせは

〒103-0027 東京都中央区日本橋2-16-8 第二パーカービル7階

URL. <https://yuugen-hoken.com/>

TEL. 03-3278-4593 FAX. 03-3281-3620

(受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

Mail. hoken@yuugen.co.jp



取扱代理店



パーカーグループ

株式会社 雄元 保険部

(SJ23-02068、2023/05/30)